

人間社会学会

(1) 会 則

第 1 条 本会は、大阪大谷大学人間社会学会と称する。

第 2 条 本会は、「人間と社会」に関する研究の促進と会員相互の親睦をはかることを目的とする。

第 3 条 本会は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

(1) 研究発表会・公開講演会の開催 (2) 機関誌の発行 (3) その他必要と認められる事業

第 4 条 本会の会員は、本学人間社会学科および心理・福祉学科の専任教員、学生、卒業生、コミュニティ関係学科の卒業生、ならびにこれに準じ本会の趣旨に賛同する者とする。

第 5 条 本会に次の役員をおき、会の運営にあたる。

(1) 会 長 人間社会学科長または心理・福祉学科長をあてる。

(2) 幹 事 若干名 人間社会学科および心理・福祉学科の教員より選任。

(3) 学生委員 若干名 人間社会学科および心理・福祉学科の学生より選出。

(4) 役員任期は 1 年とする。ただし再任はさまたげない。

第 6 条 本会は 1 年に 1 度総会を開催する。

2 本会は必要に応じて臨時に総会を開催することがある。

第 7 条 本会は、会員のうち教員および学生に対して次に定める会費を徴収する。

(1) 教員は、年額 1,000 円を納入するものとする。

(2) 人間社会学科および心理・福祉学科に在籍する学生は、入会時に 3,000 円を納入するものとする。

第 8 条 本会則の変更は、総会において出席者の 3 分の 2 以上の賛成を必要とする。

第 9 条

付 則

この会則は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

この会則は、平成 13 年 4 月 1 日から改訂施行する。

この会則は、平成 17 年 4 月 1 日から改訂施行する。

この会則は、平成 18 年 4 月 1 日から改訂施行する。

この会則は、平成 20 年 4 月 1 日から改訂施行する。

この会則は、平成 21 年 4 月 1 日から改訂施行する。

この会則は、平成 24 年 4 月 1 日から改訂施行する。

この会則は、令和 6 年 5 月 22 日から改訂施行する（総会で審議予定）。

(2) 機関誌刊行

年刊『大阪大谷大学人間社会学会誌』創刊号（2007 年 3 月）～第 18 号（2024 年 3 月）